

実務対応報告公開草案第 47 号

「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」等に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・ 実務対応報告公開草案第 47 号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」（平成 28 年 6 月 2 日公表）（以下「本実務対応報告案」という。）
- ・ 企業会計基準公開草案第 58 号（企業会計基準第 26 号の改正案）「退職給付に関する会計基準（案）」（平成 28 年 6 月 2 日公表）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 56 号（企業会計基準適用指針第 1 号の改正案）「退職給付制度間の移行等に関する会計処理（案）」（平成 28 年 6 月 2 日公表）

2. コメント募集期間

平成 28 年 6 月 2 日～平成 28 年 8 月 2 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- ・ 実務対応報告第 33 号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」（平成 28 年 12 月 16 日公表）（以下「本実務対応報告」という。）
- ・ 改正企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」（平成 28 年 12 月 16 日公表）
- ・ 改正企業会計基準適用指針第 1 号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（平成 28 年 12 月 16 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	一般社団法人 信託協会
CL2	一般社団法人 日本経済団体連合会
CL3	株式会社 プロネクサス
CL4	日本公認会計士協会
CL5	PwC あらた有限責任監査法人
CL6	公益社団法人日本年金数理人会、公益社団法人日本アクチュアリー会
CL7	有限責任監査法人トーマツ
CL8	新日本有限責任監査法人
CL9	企業年金連絡協議会

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL10	多賀谷 充	青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科
CL11	小宮山 賢	早稲田大学大学院 経営管理研究科
CL12	大山 義広	年金数理人

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対する対応です。
「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。
また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(質問1) リスク分担型企業年金の分類、分類の再判定、会計処理		
(全体を支持するコメント)		
1) 本公開草案の内容を支持する。	基本的に同意する。	本実務対応報告案の内容を支持するコメントである。
(全体を支持しないコメント)		
2) 本公開草案の内容を支持しない。	<p>同意しない。</p> <p><理由></p> <p>① リスク分担型企業年金の特徴は、「少なくとも5年に1度見直される年金財政再計算の結果、労使の合意が成立すれば従業員に対する退職給付の水準が見直される可能性があること」、「財政悪化リスクによる会社側の退職給付に関する負担の上限が、リスク対応掛金相当額に限定されていること」である。退職給付の水準の改訂及びリスク対応掛金相当額の計算のためには、一定水準の退職給付額が想定されていることが前提であると思われるので、従業員の退職給付をベースとする基本構造は確定給付型の退職金制度から変更されていない。このため、リスク分担型企業年金制度は、条件付きの確定給付制度と理解できる。そもそも、もし仮に、導入する厚生労働省が確定拠出型の年金制度を導入しようとしていたならば、確定拠出制度であることを明示した法令案が作成されるはずであり、改正を企図する法令から推測しても、確定給付企業年金制度を踏襲していると考えられる。</p>	<p>① 確定拠出年金法は、個人単位に区分された資産を加入者が自ら運用し、個人単位の拠出額とその運用収益の合計額に基づいて給付額を算定する確定拠出年金を前提としており、確定給付企業年金法は、企業単位で資産を運用し、規約等に給付額の算定方法が定められている確定給付企業年金を前提としている。</p> <p>リスク分担型企業年金は、企業単位で資産を運用する確定給付企業年金の形態で、将来発生し得るリスクを労使間でどのように分担する</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>② 企業の負担義務についても、たとえば、積立金の額が零となることを見込まれる場合においては制度導入時に定められた掛金相当額の外に拠出義務を負う状況が想定され、また、労使合意に基づいて様々な変更が行われる可能性が想定されているため、実態に応じて異なることが考えられることから、企業が制度導入時に定められた掛金相当額の外に拠出義務を実質的に負うか否かの実態に応じて、確定拠出制度として会計処理すべきか否かを判断すべきと考える。</p> <p>③ 本公開草案では、会計処理を検討するにあたって最も重要なリスク対応掛金相当額が具体的にどのように算定され、また、会計上の給付水準のどの部分に対応するものか、一定の場合に給付水準の増減がどのように生ずるのかの記述がなく、適切な会計処理の提案がされているか否かの判断が極めて困難である。</p>	<p>かをあらかじめ定める制度であるため、確定給付企業年金法の下、確定給付企業年金法施行規則で定められている。</p> <p>リスク分担型企業年金は、毎事業年度における財政状況に応じて定まる調整率による調整を通じて、給付額が自動的に増減されるように設計されているため、従来の確定給付企業年金のように財政状況によらずに定まる給付を従業員等に行うものではない。</p> <p>② 積立金の額が零となることを見込まれる場合に拠出される特例掛金の取扱いについては、コメント7)への対応を参照されたい。また、労使合意に基づいて様々な変更が行われる可能性については、コメント4)への対応を参照されたい。</p> <p>③ リスク対応掛金額は、制度導入時に財政悪化リスク相当額の範囲内で総額を定めて拠出されるものであ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>り、その額の多寡によって、企業は追加の掛金拠出を要求されないことが想定されているため、リスク対応掛金額の総額の計算方法や給付水準の増減は、退職給付会計上の分類の判定にあたって考慮する必要はないと考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、本実務対応報告案で提案している会計上の退職給付制度の分類等の考え方を変更しないこととした。</p>
	<p>同意しない。</p> <p><理由></p> <p>今般の実務上の取扱い案（公開草案）は、新たに導入されるリスク分担型企業年金を対象としているが、これまでも、例えばキャッシュ・バランス・プランのように年金制度上の積立不足の発生を抑制する仕組みなどが導入されてきたが、会計基準の適用に当たってはあくまでも確定給付型企業年金として退職給付会計基準が適用されており、法律上も確定給付企業年金であり、将来にわたって企業に追加的負担が全く生じ得ないことが保証されているのか疑問がある。</p> <p>退職給付会計基準は、その前文にあるように、退職給付制度上の支給形態や積立形態に関わらず、包括的に退職給付の会計処理が検討されており、確定給付形態の退職給付であれば、そのファンディングの方式に相違があったとしても同様の会計処理を行うこととさ</p>	<p>リスク分担型企業年金が確定給付企業年金法に基づいて実施される背景については、上記の対応を参照されたい。</p> <p>リスク分担型企業年金は、毎事業年度における財政状況に応じて定まる調整率による調整を通じて、給付額が自動的に増減されるように設計されているため、従来の確定給付企業年金のように財政状況によらずに定まる給付を従業員等に行うものではない。</p> <p>また、本実務対応報告案では、年金基金</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>れている。本公開草案では、年金基金に対する企業の追加負担が実質的にないであろうとの理由で確定拠出制度として会計処理を行うという考え方が提案されているが、企業と年金基金との関係ではなく、企業が従業員に対する退職給付負担義務を有するかという観点から会計基準の適用を判断しなければ、退職給付会計基準の基本的コンセプトに反することになりかねない。もし、今後は制度上の企業年金の形態にかかわらず、それが企業会計上の確定給付企業年金か確定拠出企業年金かをファンディング上の実質的な負担から判定するというのであれば、少なくとも、退職給付会計基準のレベルにおいて基本的コンセプトから見直しを行い、確定給付制度か確定拠出制度かを判定する現行の要件を詳細に規定する必要がある。</p> <p>退職給付に係る企業の負担に関する情報は投資情報としても極めて重要な情報であり、投資家の立場から会計基準を検討すべきことは言うまでもない。したがって、改正に当たっては、現行の会計処理のどこに問題があるのか、敢えて確定拠出制度として会計処理することで投資情報としての有用性がどのように高まるのかについての説明が必要であり、また、国際会計基準においても公開草案の会計処理が認められるものかについても企業会計基準委員会の見解を明らかにしていただかなければ、公開草案の可否を十分に検討できない。</p>	<p>に対するファンディング上の実質的な負担から会計上の退職給付制度の分類を判定しているのではなく、これまで公表されている退職給付会計基準における取扱いを踏まえて、企業が従業員に対して規約に定められた一定の掛金の他に拠出義務を負っているか否かについて、実質的な観点で判定して会計上の退職給付制度を分類することを定めており、退職給付会計基準における基本的な考え方と異なるものではない。</p> <p>なお、国際会計基準の取扱いに関するコメントへの対応は、コメント 31) への対応を参照されたい。</p> <p>以上を踏まえ、本実務対応報告案で提案している会計上の退職給付制度の分類等の考え方を変更しないこととした。</p>
	<p>同意しない。</p> <p><理由></p> <p>1. 本テーマの対象は新たなハイブリッド型制度の「リスク分担型 DB (仮称)」とある。ハ</p>	<p><u>理由の 1. について</u></p> <p>リスク分担型企業年金においては、新たな労使合意がない限りは、規約に定められ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>イブリッド型という名称からは、この新たな制度が、確定拠出型の側面と確定給付型の側面の双方を有しており、その点では、本仕組みのどの部分が会計処理面から見ると確定拠出型の特徴を有し、どの部分が確定給付型の特徴を有しているかを十分に分析し、比較衡量して結論を出すべきだったと思われる。審議資料を見る限り、確定拠出型という結論だけ先にありきの検討が行われたようであり、確定給付型の特徴についての必要な検討が十分には行われていない。また、本公開草案のみならず、「コメント募集文書」で参考資料として参照している厚生労働省の資料を見ても、抽象画を並べたような説明ばかりで、関連説明が十分でなく、多くの関係者にとって本仕組みを具体的に理解しコメントすることを困難にしているように思われる。さらに、本公開草案では、確定給付年金法の対象となる取引を確定拠出型の会計処理としているため、より十分な説明が必要とも思われる。</p> <p>そこで、少なくとも以下のような点（特に、確定給付型の側面の検討を含む）を具体的な数値例を含めて検討し、より透明性のある記述に改めて再公開草案とするか、最終基準の結論の背景で十分な説明を行うべきである。</p> <p>①リスク対応掛金の総額の具体的な計算方法</p> <p>②調整率を乗ずることによる給付額の増減方法</p> <p>③価格変動リスクと予定利率変動リスクが一定限度を超えた場合に給付水準の変動が生ずると考えられるが、その場合における会計上の退職給付債務と年金資産への影響</p> <p>④追加的な拠出義務が生ずる場合の規約の文書上の表現</p> <p>⑤上記①から④以外に、企業会計基準委員会の審議資料中にも、本仕組みの性格付けに関連した専門委員会での重要な指摘があるように思われるが、その後そのような指摘がきちんとフォロー検討された形跡がない。</p>	<p>たリスク対応掛金相当額は見直されず、毎事業年度における財政状況に応じて定まる調整率による調整を通じて、給付額が自動的に増減して財政の均衡が図られることによって、企業に追加の掛金拠出が要求されないように設計されている。</p> <p>このため、規約に定められた一定の掛金の他に拠出義務を実質的に負っていないものは、確定拠出制度に分類することとした。</p> <p>①②③については、以下のリスク分担型企業年金の性質から、退職給付会計上の分類の判定にあたって考慮する必要はないものと考えられる。</p> <p>①リスク対応掛金は、制度導入時に財政悪化リスク相当額の範囲内で総額を定めて拠出されるものであり、その額の多寡にかかわらず、企業は追加の掛金拠出を要求されないことが想定されること</p> <p>②の調整率については、財政の均衡が図られるよう設計されていること</p> <p>③所定の計算式に基づく調整率により</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>2. 本公開草案に示された基本的な考え方を採用する場合には、次の点について追加検討し、追加修正を行うことが必要と思われる。</p> <p>①本仕組みは、一定の給付水準を前提として、それが将来の価格変動リスクと予定利率変動リスクが一定限度を超えた場合に給付水準の増減が行われるものと理解され、確定給付型を引き継いでいる側面が強いと理解される。原則が確定給付制度で、一定の要件(これを追加検討する必要がある)を満たす場合に確定拠出制度というように発想を変えるべきではないか。</p> <p>②「企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていない」かどうかを判断する指針を提供すべきである。なお、第17項では積立金の額が零になる場合についてののみ説明しているが、企業会計基準委員会の公開された審議資料を見る限りこれ以外のケースも想定されるようであり、これだけでは不十分である。(また、「稀と想定」とあるが、</p>	<p>自動的に給付の増減が生じるが、その結果として企業が拠出する掛金に変更は求められないこと</p> <p>④の「追加的な拠出義務が生ずる場合の規約の文書上の表現」については、コメント3)への対応を参照されたい。</p> <p>⑤に関して、専門委員会及び委員会で聞かれた意見を説明し、対応した内容を審議資料に記載している。</p> <p><u>理由の2. について</u></p> <p>①リスク分担型企業年金は、毎事業年度における財政状況に応じて定まる調整率による調整を通じて、給付額が自動的に増減されるように設計されており、従来の確定給付企業年金のように財政状況によらずに定まる給付を従業員等に行うものではない。</p> <p>②分類の判定に関する判断指針については、コメント3)への対応を参照されたい。</p> <p>③分類の再判定に関する判断指針につ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>違和感のある表現であり、そのように判断される具体的な根拠も明確に記述すべきである。) 財務諸表作成者でも監査人でも、ともに当初の時点で(会計処理上は)確定拠出制度に移行したかの判断をする必要がある、このままでは実務が混乱するのではないか。</p> <p>③分類の再判定の場合の判断指針も提供すべきである。なお、「将来時点で検討」という逃げ口上でなく、現時点で暫定的な考え方を示しておくことを期待している。</p>	<p>いては、コメント4)への対応を参照されたい。</p> <p>頂いたコメントを踏まえ、リスク分担型企業年金が新たな企業年金であるため、従来の確定給付企業年金と異なる点を結論の背景に追記して次のとおりとし、本実務対応報告案で提案している会計上の退職給付制度の分類等の考え方を変更しないこととした。</p> <p>「リスク分担型企業年金における受給者への給付額は、既存の確定給付企業年金と同様に、加入者期間又は当該加入者期間における給与の額等に基づいて算定された金額に、財政状況に応じた調整率を乗じて算出される。例えば、積立金と掛金収入現価の合計が給付現価を下回る場合は、一を下回る調整率を乗じることで給付額が減額調整される。当該調整率は、財政計算時及び毎事業年度の財政決算時に見直しが行われる。</p> <p>リスク分担型企業年金は、毎事業年度に</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		おける財政状況に応じて定まる調整率による調整を通じて、自動的に給付額が増減して財政の均衡が図られるように制度設計されている。」
(分類の判定及び再判定に関するコメント)		
3) 分類の判定基準を明記すべきである。	<p>企業が掛金相当額の外に拠出義務を実質的に負っていないと判断する際の判断基準を明確化することをご検討頂きたい。</p> <p>(理由)</p> <p>リスク分担型企業年金のうち、企業の拠出義務が、給付に充当する各期の掛金として、制度の導入時の規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額の拠出に限定され、企業が当該掛金相当額の外に拠出義務を実質的に負っていないものは、確定拠出制度に分類することとしているが(本公開草案第3項)、どのような基準により企業が掛金相当額の外に拠出義務を負っていないと判断されるのかの記載はなく、判断が分かれることが考えられる。例えば、企業が追加的に拠出義務を負う要因として、年金規約、社内規程、労使の覚書、パンフレット、説明資料等が考えられるが、このような規約以外の文書による義務が追加的な拠出義務に該当し、確定拠出制度には分類され得るか否かを明らかにすることが望まれる。</p>	<p>本実務対応報告案の審議の過程において、リスク分担型企業年金を、退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類するにあたっては、企業が一定の掛金相当額の外に拠出義務を実質的に負っていないことについて事実関係に即した判断が求められるが、企業ごとに様々なケースが想定されるため、具体的な判断基準を示すことは困難と考えて、当該基準を示していない。</p> <p>このため、結論の背景にこれまでの審議の過程を次のとおり追記した上で、本実務対応報告案の提案を見直さないこととした。</p> <p>「なお、審議の過程では、企業が規約に定められた一定の掛金相当額の外に拠出義務を実質的に負っているか否かを判断</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>リスク分担型企业年金は、結論の背景第15項(5)にもあるとおり、新たな労使合意に基づく規約の改訂がない限りは財政再計算時においても規約に定められた掛金を見直さない制度であり、当初規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないと考えられる。</p> <p>よって、第3項に記載されている「企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないもの」に該当しないのは例えばどのようなものか、結論の背景等において示されることが望ましいと考える。</p>	<p>する基準を示すべきであるとの意見が聞かれたが、当該判断には個々の企業における事実関係に即した判断が求められるため、本実務対応報告で取扱いを示した場合を除いて、具体的な判断基準を示していない。」</p> <p>企業が一定の掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていると考えられる具体例を示すと、却って実態に合った判断を妨げる可能性があると考えられる。</p> <p>このため、企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っている具体例は示さないこととした。</p>
<p>4) 分類の再判定基準を明記すべきである。</p>	<p>分類の再判定は新たな労使合意に基づく規約の改訂の都度行うこととされており(本公開草案第5項)、規約以外の文書を改訂した場合には分類の再判定は行わないことを前提としているように感じられる。しかし、分類にあたり規約以外のものによる義務も追加的な拠出義務に該当する場合があることに照らせば、例えば、制度導入後に、財政状態が悪化したら規約を改訂して掛金を見直す旨の労使合意がなされる場合など、規約の改訂以外で分類の再判定が必要になるケースも考えられるため、分類の再判定に係る記載も見直すことが考えられる。</p> <p>第5項(分類の再判定)における「新たな労使合意に基づく規約の改訂の都度」の表現から、リスク分担型企业年金の分類の再判定をする際には、年金規約のみを判定の対象とす</p>	<p>分類の再判定は、規約の改訂以外の事象が新たに生じた場合でも行うことがあり得ると考えられるため、コメントを踏まえ、本実務対応報告第5項の記載を次のとおり見直すこととした。</p> <p>「退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企业年金については、直近の分類に影響を及ぼす事象が新たに生じた場合、本実務対応</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>るべきものように見える。また、これによって、第3項（会計上の退職給付制度の分類）をはじめとして、本実務対応報告の全体で、年金規約のみが判定の対象とされている印象を読者に与えているように思われる。</p> <p>しかし、掛金の引上げ、または、その検討をすることが、年金規約以外の社内規程・労使合意等で取り決められていることも考えられる。よって、分類の判定（および再判定）に際しては、年金規約のみを参照するのではなく、退職給付に関わる他の規程や合意等も確認して総合的に判断を行う必要がある旨を本実務対応報告に加えるべきである。</p>	<p>報告第3項及び第4項に従い、会計上の退職給付制度の分類を再判定する。」</p> <p>また、本実務対応報告の結論の背景に次のとおり追記することとした。</p> <p>「退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金については、直近の分類に影響を及ぼす事象が新たに生じた場合（例えば、新たな労使合意に基づく規約の改訂が行われた場合）、本実務対応報告第3項の要件を満たさなくなる可能性があるため、会計上の退職給付制度の分類を再判定することとした（第5項参照）。当該分類の再判定においては、個々の企業における事実関係に即して、直近の分類に影響を及ぼす事象が新たに生じたかどうかを判断することが求められる。」</p>
<p>5) 分類の再判定に関する表現を見直すべきである。</p>	<p>第5項、第21項に関しては、労使合意を経て企業内の年金制度を変更することは一般的にハードルが非常に高く、規約改定が行われることは稀であると想定されるため、あたかも規約改定が頻繁に生じるかのような誤解を与えかねない「分類の再判定」という見出し自体を削除するべきである。</p> <p>また、第5項中、「制度の導入後、新たな労使合意に基づく規約の改訂の都度」とある</p>	<p>コメントを踏まえて、「分類の再判定」の見出しを削除することとした。</p> <p>分類の再判定基準の取扱いについては、コメント4)への対応を参照されたい。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>点も、規約改定が頻繁に生じるかのような誤解を与えかねないため、「制度の導入後、新たな労使合意に基づく規約の改訂が行われた場合には」のような表現に改めるべきである。</p>	
<p>6) 他の退職給付制度からの給付の補填がないことが確定拠出制度への分類の要件となるかどうかについて明示すべきである。</p>	<p>リスク分担型企業年金の確定拠出制度への分類の要件として、「企業が当該掛金相当額の外に拠出義務を実質的に負っていない」ことが第3項に記載されている。リスク分担型企業年金の給付が減額調整された場合については、掛金拠出の外に、他の退職給付制度からの給付の補填も考えられるが、給付による補填がないことが確定拠出制度への分類の要件となるかどうか、そのことが分かるように記載されてはどうか。</p> <p>仮に、給付による補填の有無が確定拠出制度への分類の要件とならない場合、給付の補填がある場合の当該給付に係る会計上の取扱いについて、結論の背景等において言及されるのが望ましいと考える。なお、「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」第20項において特段の論点がないとされた点についても、併せて再検討が必要となる可能性があると思料する。</p> <p>退職給付制度の分類の際の「拠出義務」の表現に関して、リスク分担型企業年金制度外で企業が従業員に対して実質的な補填を行う場合等も考慮し、追加的な拠出義務はリスク分担型企業年金制度内での拠出に限定されないことが明確になるよう、表現を見直す、もしくは結論の背景に明示する必要があると考える。</p> <p>（理由）</p> <p>本公開草案第3項では、退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金として「企業が当該掛金相当額の外に拠出義務を実質的に負っていない」ことが要件とされている。この要件の中で「拠出義務」の表現については、リスク分担型企業年金制度の中で企業が行う拠出に限定して解釈される可能性があり、表現として</p>	<p>企業が標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額の外に拠出義務を実質的に負っているか否かの判断にあたって、リスク分担型企業年金における給付額の減額調整に対応して、企業がリスク分担型企業年金以外の退職給付制度における給付額を増額する義務を負う場合、企業に追加的な負担が求められるため、当該給付額を増額する義務を考慮する必要があると考えられる。この点を本実務対応報告の結論の背景（第20項）に記載することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>適切でないと考えられる。例えば、リスク分担型企業年金制度において、財政状態に応じて給付額が減少した場合に、リスク分担型企業年金制度外の一時金を追加支給することでリスク分担型企業年金制度の給付額の減少分を補填するなど、リスク分担型企業年金制度の拠出義務の範囲外で企業が追加負担を行う場合、本公開草案第3項の「その他の拠出義務を実質的に負っていない」状態には該当しないと考えられるが、「拠出義務」とした場合にはリスク分担型企業年金制度内の拠出に限定した解釈が行われる余地があると考えられる。そのため、リスク分担型企業年金制度外での企業の負担が生じる場合も想定し、表現を見直す、もしくは結論の背景において、リスク分担型企業年金制度外での負担も判定に当たって考慮される旨を明示することが必要と考える。</p> <p>本制度を退職金制度の内枠として取扱った場合では「DC」としての位置付けに変更がないか明らかにしていただきたい。</p>	
<p>7) 特例掛金が拠出される場合の取扱いを明らかにすべきである。</p>	<p>結論の背景第17項において、施行規則第64条の規定に基づく掛金は退職給付制度の分類の検討において考慮されていないとある。当該掛金の拠出は確かに稀ではあるものの、実際に発生し得るものではあるため、確定拠出制度に分類されたリスク分担型企業年金に当該掛金が発生した場合の取扱いを明らかにしていただきたい。</p> <p>企業が確定給付企業年金法施行規則第64条の規定に基づき拠出される掛金(特例掛金)を拠出する場合の「追加的な拠出義務」の考え方を明示するべきであると考ええる。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案第17項において、確定給付企業年金法施行規則第64条の規定に基づく掛金(特例掛金)を実際に拠出する場合は稀と想定されている。しかし、例えば小規模企業などで、従来退職一時金制度のみを採用していた企業が、退職一時金制度からリスク分担型企業年金制度に移行した場合に、一時的に積立金の額が不足する場合は一定程度起こりう</p>	<p>本実務対応報告の結論の背景に追記して、次のとおりとすることとした。</p> <p>「この点、例えば、実際に発生することは稀と想定されるが、ある事業年度において、積立金の額が零となることが見込まれる場合に、当該事業年度中における給付に充てるために必要な掛金(施行規則第64条の規定に基づき拠出される掛金で、実務上、特例掛金と称されることがある。)の拠出に関する事項を規約にあらかじめ定め、規約に定められた標準掛</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ると考えられ、こうした場合には特例掛金が拠出されるケースも予想されることから、このような場合の「追加的な拠出義務」の考え方についても明示すべきと考える。</p> <p>施行規則第 64 条の規定に基づく掛金(以下、特例掛金)を実際に拠出する場合、拠出金額と拠出日を規約に追加記載する変更手続きが必要だが、この特例掛金を拠出する場合には、第 5 項に規定する「分類の再判定」が行われるのかどうかを取扱いの中に明確に記載していただきたい。</p> <p>(理 由)</p> <p>特例掛金が拠出される事態は想定されるものの、第 17 項において、「実際に拠出する場合は稀と想定されるため、本実務対応報告における会計上の退職給付制度の分類(第 3 項参照)を検討するにあたっては、考慮の対象としていない。」とされ、分類の検討に当たっての考慮の対象から除外されたことが明示されている。</p> <p>一方、かかる規約変更が行われた場合において、第 5 項に規定する「分類の再判定」に関する記述がなく、その取扱いについて疑問が生じておるため、明確化のご検討をお願いする。</p>	<p>金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額に追加して当該掛金を拠出することがあり得ると考えられる。</p> <p>このような場合、企業は、規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っているか否かを判断することが求められるが、将来拠出する他の掛金を減額することで、掛金の現価相当額の総額が変わらないように拠出する旨を規約にあらかじめ定める場合を除いては、企業は追加的な拠出義務を実質的に負っていると考えられる。」</p> <p>なお、分類の再判定については、個々の企業における事実関係に即して、直近の分類に影響を及ぼす事象が新たに生じたかどうかを判断して行うものと考えられる。</p>
8) 特例掛金が拠出される場合の取扱いを記載する必要性は低い。	<p>第 17 項 第 2 段落目においては、積立金の額が零となった場合に必要な給付を賄うため事業主が拠出する特例掛金については、分類上考慮しないことが言及されている。しかし、本実務対応報告の大多数の利用者にとって、積立金の額が零となるケースは稀であるから、かかる記載をする必要性は低いと考えられる。仮に記載するとしても、特例掛金等の</p>	<p>特例掛金を実際に拠出する場合は稀と想定されるものの、特例掛金を拠出する場合の取扱いの明確化を求めるコメントが複数寄せられたことを踏まえ、追加的な拠</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>具体例を挙げずに簡潔な記載とすべきである。</p>	<p>出義務の有無の観点で、コメント7)への対応に記載した内容を結論の背景に明記することとした。</p>
(分類の再判定の結果、確定給付制度に分類された場合の取扱いに関するコメント)		
<p>9) 再判定した結果、リスク分担型企業年金の会計上の分類が確定拠出制度から確定給付制度に変更となった場合の取扱いを明らかにすべきである。</p>	<p>第5項において、「制度の導入後、新たな労使合意に基づく規約の改定の都度、退職給付制度の分類の再判定を行う」旨が記載されているが、仮に規約の改定の結果、確定拠出年金制度に分類されないと判定された場合の会計処理が示されていない。</p> <p>結論の背景第28項の内容と同様に今後の検討事項とされているのかもしれないが、当該会計処理の内容が制度導入の判断に大きな影響を及ぼす可能性もあるため、可能な限り速やかに示していただく必要があると考える。</p> <p>再判定の結果、会計上の制度の分類が変更となる場合がありえる一方で、再判定の結果、会計上の制度の分類に変更が生じた場合の会計処理については本公開草案において言及されていないため、再判定した結果としてリスク分担型企業年金の会計上の分類が確定拠出制度から確定給付制度に変更となった場合の取扱いについて明確化することを前提に、本公開草案の提案に同意する。</p> <p>(理由)</p> <p>再判定の結果、会計上の制度の分類に変更が生じた場合の会計処理については、本公開草案において言及されていない。その代わりに、本公開草案第28項(結論の背景)においては、退職給付制度間の移行に関する取扱いについて、今後のリスク分担型企業年金の普及状況等も勘案し、必要に応じて検討する旨の記載はある。しかしながら、再判定は本公開草案の要求事項であり、企業が当該制度の導入を判断する上でも有用であると考えられるため、再判定の結果、分類に変更が生じた場合の会計処理についても明確に定める必要</p>	<p>現時点においてリスク分担型企業年金を導入している企業が存在しない中、既存の確定給付企業年金に移行するケース及び分類の再判定の結果、確定給付制度に分類されるケースが実際にどの程度生じるか不明であることや、本論点に係る会計上の取扱いを示すためには、退職給付会計基準における会計処理全般の検討に波及する可能性があることから、基準諮問会議からの提言において緊急性の高い対応が要請されていたことも踏まえ、当該取扱いについては、今後の運用状況等を勘案して、必要に応じて検討することとし、本実務対応報告の結論の背景に次のとおり記載することとした。</p> <p>「なお、退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金が、分類の再判定の結果、退職</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>があると考える。</p> <p>たとえば、確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金が、再判定の結果、確定給付制度に分類されるような場合には、再判定の前に認識していなかった退職給付債務を全額認識することが考えられる。</p> <p>確定拠出制度に分類されたリスク分担型企業年金が、新たな労使合意に基づく規約の改定にともない確定給付制度に分類されることとなった場合の会計処理を定める必要があると考える。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案第5項では、「確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金は、制度の導入後、新たな労使合意に基づく規約の改定の都度、本実務対応報告第3項及び第4項に従い、会計上の退職給付制度の分類を再判定する。」とされており、規約の改定によって確定拠出制度に分類されたリスク分担型企業年金が、再度確定給付制度に変更される可能性があることを前提としているものと考えられる。</p> <p>一方、確定拠出制度から確定給付制度への移行に関する会計処理については、現行のわが国の会計基準では定められていないため、本実務対応報告で会計処理を定める必要があると考える。</p>	<p>給付会計基準第5項に定める確定給付制度に分類されることとなった場合の会計処理が論点になる。この点、リスク分担型企業年金を導入している企業が本実務対応報告の公表時には存在しない中、このような場合が実際にどの程度生じるか不明であることや、本論点に係る会計上の取扱いを示すためには、退職給付会計基準における会計処理全般の検討に波及する可能性があることから、基準諮問会議からの提言において緊急性の高い対応が要請されていたことも踏まえ、当該取扱いについては、今後の運用状況等も勘案し、必要に応じて検討することとした。」</p>
(会計処理に関するコメント)		
<p>10) リスク対応掛金相当額の総額を負債として計上しない公開草案の提案に反対</p>	<p>現状の公開草案では、確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金への移行時に「各期の掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、<u>特別掛金相当額の総額</u>を未払金等として計上する」となっているが、「各期の掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、<u>特別掛金相当額及びリスク対応掛金額の総額</u>を未払金等として計上する」と修正すべきである。確定給付制度が終了するのは、特別掛金相当額及びリスク対応掛金額の総額の負担を前提とし</p>	<p>リスク対応掛金相当額は、制度導入時に測定される財政悪化リスク相当額の水準を踏まえ、標準掛金相当額に追加して拠出するものであり、制度導入時に既に生じた積立不足に対応するために拠出する特別</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>する。</p>	<p>ており、終了損益の算定には、特別掛金相当額及びリスク対応掛金額の総額の双方を反映すべきである。</p> <p>一部弁済（例えば 20 億円）により残債（例えば 40 億円）が債務免除されるケースで、債務免除益が 60 億円となることはないはずである。特に、設例の会計処理を見ると、一度消滅益を認識しその後の期間にリスク対応掛金額を費用計上することになり、まるで当委員会が不正会計を奨励しているように見えるのではないだろうか。なお、第 24 項に負債として計上する必要がないとした理由が記述されているが、(2) と (3) は終了損益の算定とは無関係の事項であり、(1) は「性格が異なる」という表現はどこかの指針からのコピーと思われるが、ここではその意味が具体的に不明でまったく説明になっていない。</p> <p>リスク分担型企業年金が確定拠出制度に該当すると判断された場合であっても、旧制度の終了はリスク対応掛金相当額の負担が前提となっており、その拠出又は未払金を計上した上で退職給付に係る負債の消滅と終了損益が認識されるのではないかと考えられ、未払金に計上しない理由が明確でないと考ええる。</p>	<p>掛金相当額とは、性質が異なるものと考えられる。</p> <p>このため、本実務対応報告案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>11) リスク対応掛金相当額の総額を負債として計上しない理由が不十分である。</p>	<p>特別掛金及びリスク対応掛金の会計処理方法を、その設定趣旨から一律に分類することが困難であると結論付ける可能性もあることを含めて、さらにご検討いただくことが望ましいと考える。</p> <p>(理 由)</p> <p>第 24 項(1)において、リスク対応掛金相当額の総額を未払金等として計上しない理由として「リスク対応掛金相当額は、将来発生し得るリスクに備えて設定されるものであり性格が異なる。」と述べられているが、規約に定められた一定の負債性が認められる掛金という点では特別掛金と類似しており、リスク対応掛金相当額の総額のみ未払金等として計</p>	<p>特別掛金相当額は、制度の導入時に既に生じた積立不足に対応するものであり、制度の導入時に総額の費用計上が必要とされ、対応する負債が計上される。一方、リスク対応掛金相当額は、制度導入時に測定される財政悪化リスク相当額の水準を踏まえ、標準掛金相当額に追加して拠出するものであり、制度の導入時に費用計上する</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>上しない理由としては不十分であると考え。</p> <p>同様に、第24項(3)において、リスク対応掛金相当額の総額を未払金等として計上しない理由として「基金の解散又は規約の終了時には、リスク対応掛金相当額の未拠出分の拠出は要求されない。」と述べられているが、この点は特別掛金も同様であり、リスク対応掛金相当額の総額のみ未払金等として計上しない理由としては不十分であると考え。</p>	<p>必要はなく、費用計上に対応した負債を計上する必要はないと考えられる。</p> <p>その上で、仮に総額の債務性に着目しリスク対応掛金相当額の総額を負債として計上するとともに、費用配分を勘案し、見合いの資産を計上したとしても、当該負債及び資産から得られる情報は、必ずしも有用ではないと考えられる。</p> <p>その点を、本実務対応報告の結論の背景に次のとおり追記することとした。</p> <p>「特別掛金相当額は、制度の導入時に既に生じた積立不足に対応するものであり、制度の導入時に総額の費用計上が必要とされ、対応する負債が計上される。一方、リスク対応掛金相当額は、制度の導入時に測定される財政悪化リスク相当額の水準を踏まえ、標準掛金相当額に追加して拠出するものであり、制度の導入時に費用計上する必要はなく、費用計上に対応した負債を計上する必要はないと考えられる。</p> <p>仮に総額の債務性に着目しリスク対応掛金相当額の総額を負債として計上する</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>とともに、第 24 項に記載した費用配分を勘案し、見合いの資産を計上したとしても、当該負債及び資産より得られる情報は、必ずしも有用ではない。」</p> <p>また、「基金の解散又は規約の終了時には、リスク対応掛金相当額の未拠出分の拠出は要求されない。」旨の記載は特別掛金相当額も同様の特徴を有するため、当該記載を削除することとした。</p>
<p>12) リスク対応掛金相当額の総額を負債として計上しない点をより明確にすべきである。</p>	<p>第 24 項において「リスク対応掛金相当額の総額を負債として計上する必要はない」とあるが、この記載では負債として計上してよいのか、それとも計上してはいけないのか不明瞭である。実務の混乱をきたさないよう、「計上不可」のような明確な記載に修正していただきたい。</p>	<p>コメントを踏まえ、本実務対応報告の結論の背景の記載内容を「リスク対応掛金相当額の総額を負債として計上しないこととした。」と修文することとした。</p>
<p>13) リスク対応掛金相当額の総額に関する記載を見直すべきである。</p>	<p>第 24 項において、「リスク対応掛金相当額は、制度の導入時に総額が算定され<u>拠出の義務を負っているため</u>、当該制度の導入時に、総額を負債として計上すべきかどうか論点になる」とあるが、「基金の解散または規約の終了時には、リスク対応掛金相当額の未拠出分の<u>拠出は要求されない</u>」ことや、それを「リスク対応掛金相当額の総額を負債として計上する必要はない」ことの理由の一つとしていることを勘案すれば、「<u>拠出の義務を負っている</u>」とは記載すべきではない。「制度の導入時に総額が算定され、規約に定められる」のような、作成者が理解しやすく、誤って解釈しないような別の表現に変更していただき</p>	<p>リスク分担型企業年金では、基金の解散又は規約の終了時を除いては、企業はリスク対応掛金相当額の拠出の義務を負っているものと考えられるため、本実務対応報告案の記載を見直さないこととした。</p> <p>ただし、コメント 11) への対応に記載したとおり、本実務対応報告案の結論の背</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	たい。	景の「基金の解散又は規約の終了時には、リスク対応掛金相当額の未拠出分の拠出は要求されない。」旨の記載を削除することとした。
(質問2)退職給付制度間の移行に関する取扱い		
14) 本公開草案の提案に同意する。	確定給付制度からリスク分担型企業年金への移行が、会計基準上は「退職給付制度の終了」として取り扱われる点に同意する。	本実務対応報告案の内容を支持するコメントである。
15) 本公開草案の提案に同意しない。	<p>本公開草案の提案に同意しない。</p> <p>(理由)</p> <p>本仕組みは、一定の給付水準を前提として、それが将来の価格変動リスクと予定利率変動リスクが一定限度を超えた場合に給付水準の増減が行われるものと理解され、確定給付型を引き継いでいる側面が多いと理解される。したがって、現状の公開草案から判断される限り、退職給付制度の終了には該当しないと考える。</p> <p>確定給付制度から確定拠出制度に移行したと結論するとは言えないと判断するため、同意しない。</p>	コメント2)への対応を参照されたい。
16) 他の移行の取扱いも明示すべきである。	<p>当制度から確定給付制度や確定拠出企業年金に移行した場合や、リスク対応掛金を導入した確定給付企業年金から当制度に移行した場合などについても、移行時の会計処理について明らかにされることが望ましいと考える。</p> <p>本実務対応報告では、確定給付制度から「確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金」に移行する場合の会計処理を取扱っているが、以下について、取扱っていない。</p> <p>①「確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金」から確定給付制度に移行する場合の会計上の取扱い</p>	コメント9)への対応に記載した点に加えて、既存の確定給付企業年金へ移行する場合の会計上の取扱いを示すためには、分類の再判定の結果、退職給付会計基準第5項に定める確定給付制度に分類されることとなった場合の会計処理との関係を整理する必要があることから、基準諮問会議

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>②「確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金」から確定拠出制度に移行する場合の会計上の取扱い</p> <p>③「確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金」を終了する際の会計上の取扱い</p> <p>これらの制度間の移行及び終了は、いつでも起こりうることである。また、第5項の分類の再判定により「確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金」が確定拠出制度に分類されなくなった（確定給付制度に分類されることとなった）場合は、①にあたりと考えられる。これらの点に関する検討が行われていないことは、リスク分担型企業年金の導入を検討する際の障害となると考えられることから、同時に手当てされるべきである。</p>	<p>からの提言において緊急性の高い対応が要請されていたことも踏まえ、当該取扱いについては、今後の運用状況等も勘案し、必要に応じて検討することとし、本実務対応報告の結論の背景に次のとおり記載することとした。</p> <p>「この点、分類の再判定の結果、退職給付会計基準第5項に定める確定給付制度に分類されることとなった場合の取扱いを示さないこととした理由（第22項参照）に加えて、既存の確定給付企業年金へ移行する場合の会計上の取扱いを示すためには、第22項に記載した場合の取扱いとの関係を整理する必要があることから、基準諮問会議からの提言において緊急性の高い対応が要請されていたことも踏まえ、当該取扱いについては、今後の運用状況等も勘案し、必要に応じて検討することとした。」</p>
17) 他の移行のパターンを記載する必要はない。	第28項のケース（リスク分担型企業年金から確定拠出年金制度への移行等）は、本実務対応報告の大多数の利用者にとって稀なケースであり、かかる記載をする必要性はないと考える。	他の移行のパターンの取扱いの明確化を求めるコメントが複数寄せられたことを踏まえ、コメント16)への対応に記載し

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>た点を追記した上で、本実務対応報告案の記載を残すこととし、具体的な会計処理は、今後の運用状況等も勘案し、必要に応じて検討することとした。</p>
<p>18) 移行時点での特別掛金相当額の処理につき、経過的な措置を検討いただきたい。</p>	<p>移行時点で各期の掛金に特別掛金相当額が含まれている場合、当該特別掛金相当額を一括費用計上すべきことが示されている。当該会計処理に基本的に異論はないが、P/Lインパクト軽減の観点から、将来にわたる一定の期間で分割して償却する会計処理を許容することも検討して頂きたい。</p>	<p>確定給付制度に分類される退職給付制度から確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金への移行は、現行の企業会計基準適用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」に基づき「退職給付制度の終了」として会計処理することを前提としている。</p> <p>このため、本実務対応報告案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>19) 特別掛金相当額は移行後に見直されないという特徴を明記していただきたい。</p>	<p>当制度導入時に設定された特別掛金相当額がその後見直されないという特徴は、当該特別掛金相当額の総額を未払金等として計上する上で重要であるため、本公開草案第27項において明確に記述されることが望ましい。</p>	<p>コメントを踏まえ、結論の背景に次のとおり追記することとした。</p> <p>「特別掛金相当額は制度の導入時に既に生じた積立不足に対応し、制度の導入時に算定された総額は導入後に見直されない。」</p>
<p>20) 特別掛金の未払金等の金額に乖離が生じた場合の</p>	<p>第10項で、「移行時点で規約に定める掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、特別掛金相当額の総額を未払金等として計上する」とあるが、当該特別掛金の総額は[設例2]より移行時点で見込まれる割引前の単純な掛金の合算を未払金とし、移行後の特別掛金の拠出</p>	<p>未払金を計上した後に、計上額の見積りの変更が生じるケースや実際の支払額と乖離が生じるケースは、他の会計実務にお</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>会計処理を明示することが望ましい。</p>	<p>に応じて未払金を処理していくものと認識している。</p> <p>一方で、弾力償却を採用している場合や人数・給与等が変動した場合、実際の特別掛金の拠出額と移行時点の見込額に乖離が生じることが想定されるが、この乖離が生じた際の会計処理も示されることが望ましいと考える。</p>	<p>いても一般的に生じ得ると考えられ、適切に実務対応がなされているものと考えられる。</p> <p>このため、本実務対応報告案の記載を見直さないこととした。</p>
<p>21) 当制度に移行する場合の退職給付信託の取扱いについて、明らかにすべきである。</p>	<p>退職給付信託が設定されているリスク分担型企業年金ではない確定給付制度を、確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金に移行する場合の取扱いは、確定拠出年金への移行と同じく、企業会計基準適用指針第 25 号第 106 項中「他方、～」の規定に従うと考えている。仮に確定拠出年金への移行とは取扱いが異なるのであれば、その内容を示していただきたい。</p> <p>当制度に移行する場合の退職給付信託の取扱いについて、明確な記述が必要と考える。確定拠出制度に分類される当制度は退職給付債務を認識しないことから、導入時に未払金等が計上されても、企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」第 18 項等に照らして退職給付信託は設定できないと考えられる。そのため、退職給付信託を設定している確定給付制度から当制度に移行する場合、当該退職給付信託は当制度には承継できないと解されるが、この点に関する会計上の取扱いを本実務対応報告の中で明らかにすることが実務に資すると考える。</p> <p>従来 DB から本制度に移行した場合の退職給付信託の取扱いについて、DC へ移行した場合と同様の取扱いなのか明らかにしていただきたい。</p>	<p>既存の確定給付制度に退職給付信託が設定されている場合に、退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金への移行は、確定拠出年金への移行と同様に取り扱うものと考えられる。</p>
(質問 3) 開示		
<p>22) 本公開草案の提案に同意する。</p>	<p>本公開草案の提案に同意する。</p>	<p>本実務対応報告案の提案を支持するコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
23) 本公開草案の提案に同意しない。	<p>本公開草案の提案に同意しない。</p> <p>(理 由)</p> <p>①公開されている企業会計基準委員会の審議資料を見る限り、リスク対応掛金の周辺の議論に終始しており、ハイブリッド型の退職給付制度についてどのような開示が適切かという基本的かつ重要な議論が抜けているように思われる。確定拠出制度となると、給付水準に大きな変化がなくても、これまでの確定給付制度と比較して情報の量が激減すると想定される。例えば、年金財政の状況のような比較情報を開示することの必要性を、もう少し、きちんと議論して頂きたい。</p> <p>②公開されている企業会計基準委員会の審議資料を見る限り、利用者の顔が見えてこず、利用者不在の開示の議論になっているように見える。アナリスト関係者で本制度に関心を有する方々もいるため、一度利用者から積極的に情報収集を試みてはどうか。</p>	<p>本実務対応報告案は、リスク分担型企業年金の特質を踏まえた上で、確定拠出制度に分類した場合に、当該制度が確定拠出年金とは異なる特徴を有する点を財務諸表利用者が理解することができる情報を提供するために、一定の注記事項を求めることとしている。</p> <p>このため、本実務対応報告案の提案を変更しないこととした。</p>
24) 比較可能性を確保するため、企業年金基金の財政状況等を開示すべきである。	<p>仮に本公開草案を肯定しても、リスク分担型企業年金を採用することにより、これまで貸借対照表で認識されてきた退職給付に係る負債の消滅の認識が行われることになり、これまでの財務諸表開示との比較可能性が著しく害されるおそれがあり、また、本公開草案の第 12 項によると、企業年金の概要と退職給付費用関係以外の開示はほとんどされないことが想定されているようであるが、そうであるならば、企業年金基金の財政状況等の開示（給付現価の「将来期間分」と「過去期間分」を含む）を開示要求事項に加えるべきである。</p>	<p>リスク分担型企業年金は、新たな労使合意がない限りは、企業に追加の掛金拠出が要求されないように設計されているため、企業が確定した給付を従業員等に行う義務を有する確定給付制度とは異なり、企業年金基金の財政状況等の開示は不要であると考えられる。</p> <p>このため、本実務対応報告案の提案を変更しないこととした。</p>
25) リスク分担型企業年金の概要に関する	<p>リスク分担型企業年金の概要説明を注記に記載するか否かは企業の判断に委ねるべきである。仮に強制する場合、第 12 項 (1) で注記に記載すべき事項が例示されている点に</p>	<p>リスク分担型企業年金は新たな企業年金であり、確定拠出年金とは異なる特徴を</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>る説明は企業の判断に委ねるべきである。</p>	<p>については、例示では記載しなくてもよいと解釈されかねず、強制することと整合しない結果となる。したがって、「例えば」は削除するべきである。この場合、第30項に（確定拠出年金制度の概要として注記に記載すべき事項を）「例示することとした」とある表現についても、削除を含め改めていただきたい。</p>	<p>有するため、当該制度の概要を注記する意義はあると考えられる。</p> <p>また、注記を求めるにあたって、新たな企業年金であることから、具体的な記載内容を例示することは、実務の参考に資するものと考え、本実務対応報告案第12項において一定の事項を示している。</p> <p>このため、具体的な記載内容を例示する本実務対応報告案の提案を変更しないこととし、コメントを踏まえ、本実務対応報告案の結論の背景を次のとおり修正することとした。</p> <p>「なお、リスク分担型企業年金は新たな企業年金であるため、現時点においては、当該制度の特徴について注記する一定の意義があると考えられるが、将来的に内容が周知された場合は、企業が簡略な記載に見直すことも考えられる。」</p>
<p>26) 分類の再判定が実施された場合に、判定理由等を開示すべきである</p>	<p>分類の再判定が実施された場合には、確定給付制度若しくは確定拠出制度の概要又はその他適切な箇所に、その旨や判定結果及び理由を注記すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>当制度は、一般的な確定拠出企業年金とは特徴や掛金の構成等が異なっているため、提</p>	<p>コメント4)への対応にも記載したとおり、分類の再判定においては、企業は、直近の分類に影響を及ぼす事象が新たに生じたかどうかを個々の企業における事実</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>る。</p>	<p>案された事項を開示することにより、当制度の特徴の理解や将来キャッシュ・フローの予測などに有用と考える。</p> <p>ただし、本公開草案第5項に従って分類の再判定が行われた場合、確定給付制度に新たに分類されたり、確定拠出制度として従来どおり会計処理されたりすることになるが、前者の場合は従前の分類と異なることからその旨等の開示が財務諸表利用者にとって有用であり、後者の場合も掛金増加など何らかの影響が見込まれることから、再判定が行われた旨や判定結果及び理由を開示することは、同じく財務諸表利用者にとって有用と考えられる。</p> <p>特に、追加の拠出義務を実質的に負っていない場合に確定拠出制度に分類されるため、掛金の増加があった後も依然として確定拠出制度と分類しているときには、その理由を開示することは重要と考えられる。</p>	<p>関係に即して判断することが求められる。</p> <p>分類の判定及び再判定は、本実務対応報告の定めに従い行われるものである。そのような判断は、他の会計基準でも求められるが（例えば、ファイナンス・リース取引の判定）、本件について判断内容の詳細な注記を求める必要性は、他の基準に比べて高いとは言えないと考えられる。</p> <p>このため、本実務対応報告案の提案を変更しないこととした。</p> <p>なお、分類の再判定の結果、分類を確定給付制度に変更する場合は、リスク分担型企業年金が確定給付制度として会計処理されるため、企業の採用する確定給付制度の概要の注記において、その旨が記載されることになると考えられる。</p>
	<p>規約にあらかじめ定められた各期の掛金の金額以外の追加の拠出があった場合には「追加の拠出の理由」等を開示することが有用であると考える。</p> <p>(理由)</p> <p>リスク分担型企業年金において規約にあらかじめ定められた各期の掛金の金額以外の何等かの追加の拠出を行う場合には、規約の変更が必要であり、会計上の分類について再判定が実施されるものと考える。</p>	<p>コメント4)への対応に記載したとおり、分類の再判定にあたっては、直近の分類に影響を及ぼす事象が新たに生じたかどうかを、個々の企業における事実関係に即して判断することが求められるため、追加の掛金拠出が生じた場合に限り、開示を求</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
27) 特別掛金相当額を未払金等として計上する場合、当該特別掛金相当額を開示すべきである。	<p>リスク分担型企業年金制度への移行時の規約に定められた特別掛金相当額を未払金等として計上する場合に、当該特別掛金相当額に関する開示の取扱いを明確に示すべきと考える。</p> <p>(理 由)</p> <p>本公開草案第10項では、確定給付型からリスク分担型企業年金への退職給付制度間の移行時において、移行の時点で規約に定める掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、当該特別掛金相当額の総額を未払金等として計上することとされているが、未払金等として計上された特別掛金相当額については、特に開示上の取扱いが示されていない。</p> <p>退職給付制度の運用状況によって特別掛金相当額の金額が重要となる場合が考えられることから、未払金等として計上した特別掛金相当額について、その残高や支払状況等を明らかにすることは、財務諸表利用者が企業の財政状態や将来のキャッシュ・フローの状況を理解するために有用と考えられる。このため、未払金等として計上されている特別掛金相当額についても、開示の取扱いを明確に示すべきと考える。</p>	<p>める必要はないと考えられる。</p> <p>仮に特別掛金相当額に関する注記を求める場合、退職給付会計基準において、費用処理した要拠出額のみ注記を求めている「確定拠出制度」の取扱いと大きく異なると考えられ、本実務対応報告の検討範囲を超えることになる。</p> <p>このため、本実務対応報告案の提案を変更しないこととした。</p> <p>なお、未払金等として計上される特別掛金相当額が重要な場合は、追加情報に該当するかどうかを検討することになると考えられる。</p>
28) 第 30 項の表現を見直すべきである。	<p>第 30 項について、表現の問題だが、「退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類される」との文言が、確定拠出年金制度およびリスク分担型企業年金制度の両方に掛かり、読みづらいため、表現を改めていただきたい。</p>	<p>コメントを踏まえ、次のとおり修文することとした。</p> <p>「リスク分担型企業年金は、確定拠出年金とは異なる特徴を有するため（第 16 項参照）、」</p>
29) 翌期以降のリスク対応掛金相当額および拠出の残	<p>第 31 項については、「一定の将来の損益に関する情報」を提供することが、翌期以降のリスク対応掛金相当額および拠出の残存年数を注記することによって達成されると断定することは困難である。作成者としては、開示の目的及び必要性を理解したうえで適切に</p>	<p>コメントを踏まえ、本実務対応報告の結論の背景に追記して次のとおり記載することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>存年数を注記する根拠をより明らかにすべきである。</p>	<p>対応したいと考えるが、本案の記載では漠然としすぎている。翌期以降のリスク対応掛金相当額および拠出の残存年数を注記する根拠(目的及び必要性)について、より厳密な説明を記載していただきたい。</p>	<p>「定額又は給与に一定の率を乗じる方法等により算定される確定拠出年金における掛金は将来の拠出の総額が確定していない一方で、リスク対応掛金相当額は、制度の導入時に総額が算定され拠出の義務を負っており、確定拠出年金とは異なる特徴を有している。このため、将来キャッシュ・フローの金額及び将来の各期の損益への影響を財務諸表利用者が理解することができる情報を提供することを目的として、翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及び当該リスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数の注記を求めることとした（第12項(3)参照）。</p> <p>また、リスク対応掛金相当額は、あらかじめ定めた期間にわたって標準掛金相当額と併せて拠出され、当該リスク対応掛金相当額の拠出が完了すれば、それ以降は標準掛金相当額のみが拠出されるため、財務諸表利用者は、当該注記によって、将来キャッシュ・フローの変化を予測することも</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		できると考えられる。」
(質問4) その他		
30) 適用時期と関連する政省令の関係を確認してほしい。	本実務対応報告の適用時期は公表日以後となっているが、公表日時点で関連する政省令が施行されているかを確認する必要がある。	本実務対応報告の適用時期（第13項）は、関連する政令及び省令の施行日である「平成29年1月1日以後適用する」こととした。
31) IFRSでの取扱いを明らかにしていただきたい。	基本的にIFRSと日本基準は退職給付制度の分類に関して相違点はないため、本件リスク分担型企業年金はIFRSにおいても確定拠出制度に該当すると考えられるが、IFRS (IAS第19号)における取扱いの明確化を強く求めたい。	リスク分担型企業年金のIFRSにおける取扱いは、IFRS適用課題対応専門委員会で検討が行われ、第350回企業会計基準委員会において検討状況が報告されている。
	IFRSの任意適用会社が110社を超える状況下、今回のリスク分担型企業年金が、日本基準（実務対応報告公開草案第47号）では確定拠出型と位置づけられる一方、IFRSでは確定給付型として会計処理されることは望ましいことではないので、この点も考慮に入れた検討が望まれる。	
32) リスク分担型企業年金と従来型の制度の両方を実施する場合の取扱いを明記することが望まれる。	同一の確定給付企業年金制度においてリスク分担型企業年金と従来型の制度（財政再計算により掛金変動する確定給付企業年金制度）の両方を実施する場合には、会計上、リスク分担型企業年金と従来型の制度を別々の制度として取り扱い、それぞれの制度について会計上の分類に対応する会計処理をする必要があることを明記してはどうか。	同一の確定給付企業年金において、複数の企業年金を併用している場合、制度ごとに会計処理を行う点は自明であると考えられる。 このため、本実務対応報告案の記載を見直さないこととした。
33) 退職給付信託の取崩しにあたってリスク対応掛金	退職給付信託取り崩しにあたってリスク対応掛金に順次充当が可能なのか明らかにしていただきたい。	寄せられたコメントは、制度を所管している厚生労働省に伝えている。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>に充当が可能なのか明らかにしていただきたい。</p>		
<p>34) 現行の退職給付会計基準に IAS 第 19 号の記載を追加すべきである。</p>	<p>わが国の退職給付会計基準と IAS19 では、確定拠出制度の確定給付制度の定義は同じであるが、IAS19 の第 27 項から第 30 項にあるような両制度の区別に関する追加説明が、わが国の基準ではこれらの記述がない。わが国の基準は基本的には、2011 年改訂前の IAS19 とコンバージェンスされたものと理解されているはずであり、少なくとも本制度の取扱いに大きな差異が生じないように、現行の退職給付会計基準（または適用指針）にこれらの記述を追加しておく必要がある。</p>	<p>IAS 第 19 号「従業員給付」の第 27 項から第 30 項では、制度の経済的実質により退職給付制度を分類する旨を定めた上で（第 27 項）、確定拠出制度の特徴（第 28 項）、企業の債務が基金に拠出することに同意した金額に限定されない場合の例（第 29 項）及び確定給付制度の特徴（第 30 項）を記載している。</p> <p>IAS 第 19 号の第 27 項から第 30 項は、企業による追加的な拠出義務の有無に着目して退職給付制度を分類する基本的な考え方を具体的に説明したものであり、当該基本的な考え方は現行の退職給付会計基準等と大きな差異はないものと考えられるため、現行の退職給付会計基準等の修正は特段必要ないものと考えられる。</p>
<p>35) 本公開草案の作成方針を再検討すべきである。</p>	<p>本公開草案の全体の作成方針が、掛金の税法上の取扱いへの拘りに引っ張られすぎている。会計ルールが税の取扱いに大きく影響を受けたのは、相当昔の話であり、現状のスタンスを続けるのかどうかについて委員会で十分に議論すべきなのではないか。</p>	<p>リスク対応掛金額が税務上の損金に算入されるかどうかは、本実務対応報告案の会計処理の検討にあたって特段考慮して</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
36) 制度の詳細が確定後に再検討すべきである。	実務家の方からは、現在提案されている仕組みでは詳細が不明で規約の改訂すらできないのではないかという声も耳にする。現状をよく分析し、このプロジェクトを中断して詳細が確定後に再開することも検討すべきではないか。	<p>いない。</p> <p>厚生労働省では、「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等に関する意見募集」等を公表しており、議論の元となる制度の内容は明らかであると考えられる。</p> <p>本実務対応報告案の公表にあたっては、厚生労働省のご担当者に専門委員会及び委員会に参考人としてご参加頂き、制度の内容を専門委員会及び委員会で確認しながら検討を行った。</p>

以上